

京都市告示第 349 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定による医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 23 年 1 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
岸 陽	(福)京都社会事業財団 京都桂病院	脳神経外科, リハビリテーション科	平衡, 肢体	そしゃく, 音・言, 呼吸器
住友 康眞	(医)社団育生会 久野病院	内科, 放射線科, 消化器内科, 気管食道内科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	そしゃく

(身体障害者リハビリテーションセンター)